1 普通養老保険(新フリープラン) (新フリープラン(短期払込型))

契約の目的

●万が一の保障(死亡保障)と満期の楽しみ(必要なお金の準備)を兼ね備えたシンプルな保険です。

商品の特長 □ ①

●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」

●被保険者が死亡したとき

準備できます。

⇒「死亡保険金」

●「各種特約」
②を付加することで、より充実した保障を

(満期保険金と死亡保険金の額は同額です。)

① しおり31P参照

「基本契約の保障内 容」

②しおり33P参照

「特約の保障内容」

(1)普通養老保険(新フリープラン)

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



1 しおり66P参照

「契約者配当金」

(2)普通養老保険(新フリープラン(短期払込型))

●10年払込15年満期養老保険

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



※倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日からその日を含めて1年6カ月(契約を復活したときは、さらにその復活日からその日を含めて6カ月)を経過してから、被保険者が、「不慮の事故」でのケガを直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または「当社所定の感染症」を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、これと「同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日 2から開始します。



「契約の保障(責任) の開始と契約日」

2 特別養老保険(新フリープラン(2・5・10倍保障型))

●万が一の保障(死亡保障)と満期の楽しみ(必要なお金 の準備)を兼ね備えた保険です。 契約の目的 ●普通養老保険に加入した場合と比べて、万が一の保 障(死亡保障)をより少ない保険料で備えることができ ます。 ●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金| ●被保険者が死亡したとき ⇒「満期保険金の2倍、5倍または 10倍の額の死亡保険金| 商品の特長 新フリープラン 2倍保障型 → 満期保険金の2倍 1 死亡保険 新フリープラン 5倍保障型 → 満期保険金の5倍 金額 新フリープラン 10倍保障型 → 満期保険金の10倍 ●「各種特約」 ②を付加することで、より充実した保障を 準備できます。

1 1 しおり32P参照 1 基本契約の保障内

「基本契約の保障内 容」

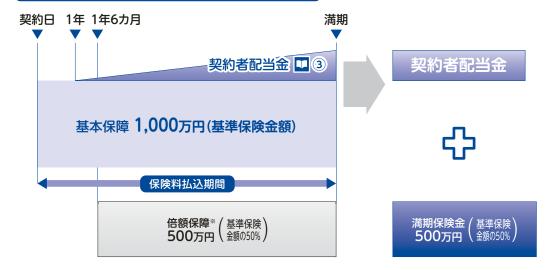
■ ②しおり33P参照

「特約の保障内容」

●しくみ図

(1)特別養老保険(新フリープラン(2倍保障型))

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



□□ ③ しおり66P参照

「契約者配当金」

※倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日からその日を含めて1年6カ月(契約を復活したときは、さらにその復活日からその日を含めて6カ月)を経過してから、被保険者が、「不慮の事故」でのケガを直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または「当社所定の感染症」を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「満期保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

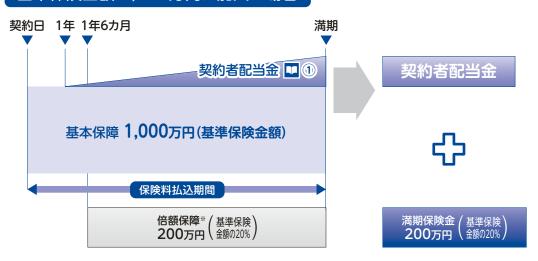
(注)保障は保障(責任)開始の日 □ ④から開始します。



「契約の保障(責任) の開始と契約日|

(2)特別養老保険(新フリープラン(5倍保障型))

基準保険金額 1,000万円に加入の場合

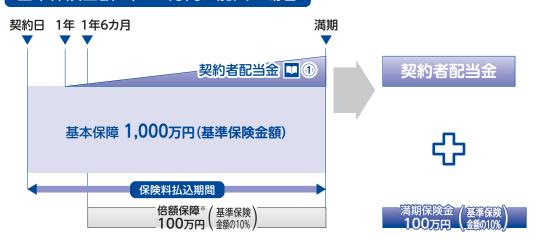


1 しおり66P参照

「契約者配当金」

(3)特別養老保険(新フリープラン(10倍保障型))

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



※倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日からその日を含めて1年6カ月(契約を復活したときは、さらにその復活日からその日を含めて6カ月)を経過してから、被保険者が、「不慮の事故」でのケガを直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または「当社所定の感染症」を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「満期保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日 ■ ②から開始します。

□ ②しおり16P参照

「契約の保障(責任) の開始と契約日」